

## (特別) 児童扶養手当を受給している方へ — 8月は現況届提出月です —

- 児童扶養手当とは、ひとり親家庭の母が児童を養育している場合支給される手当です。
- 特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害のある児童を養育している親に支給される手当です。

手当を受給しているかたは、8月1日から8月31日までの間に現況届の提出が義務付けられています(支給停止となっているかたについても同様です)。

個別に通知を差し上げておりますが、ご確認のうえ、次のとおり手続きしてください。  
現況届の提出が無い場合は、手当の支給を受ける権利が消滅してしまう場合がありますので、忘れずに手続きしてください。

また、婚姻や年金受給等により受給資格を喪失した場合は、速やかに届け出してください。届け出が遅くなりますと、支給された手当を返還していただく場合があります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

来年  
4月から

## 新しい高齢者の医療制度(後期高齢者医療制度)が始まります

新しい制度の運営は県に設置された「後期高齢者医療広域連合」が行います。

平成20年3月末で、75歳以上の高齢者を対象とした現在の老人医療保健制度は廃止され、同年4月1日から新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

したがって、75歳以上の方は、平成20年4月から現在ご加入の国民健康保険・被用者保険等から「後期高齢者医療制度」の被保険者に移行することになります。

## 今までの老人保健制度とは何が変わるの？

### ●医療費の自己負担はどうなるの？

現在の老人保健制度で、医療を受けるときと同じです。一般の人は1割負担、現役並みの所得のある人は3割負担となります。

### ●保険料の負担はどうなるの？

保険料は広域連合ごとに決められ、原則として年金から徴収されます。今まで自分で保険料を払っていなかった社会保険などの被扶養者の人も保険料を負担します。

### ●現在加入している医療制度はそのままですか？

75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人はすべて、今加入している医療制度から、この新しい高齢者の医療制度の被保険者となります。

### ●受けられる給付は変わりありませんか？

老人保健制度で受けていたときと同様の給付が受けられます。

### ●窓口はどこになりますか？

申請書受付や保険料の徴収はお住まいの市町村で行います。



秋田県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎018(838)0610 URL <http://www.akita-kouiki.jp>  
役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)

## 国民健康保険加入の方が入院したときの 食事代の減額制度について

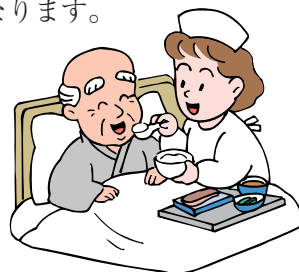
入院時の食事代は国民健康保険が費用の一部を負担していますが、住民税非課税世帯の方が入院された場合、入院時の食事代が減額される制度があります。

制度の適用を受けるには申請が必要となりますので、下記のものをお持ちのうえ、役場各庁舎の総合サービス課で手続きをしてください。

なお、減額が適用されるのは減額認定証の交付申請日の属する月の初日からとなります。

現在減額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっております。

8月以降も交付を希望される方は、新たに申請が必要となります。



○減額認定証の交付申請に必要なもの

- ①印かん
- ②国民健康保険被保険者証
- ③高齢受給者証(70歳以上で受給者証をお持ちの方)

※老年者非課税措置の廃止により住民税の課税対象となりますが、税法上の経過措置対象の方が世帯にいる高齢受給者は、減額が該当する場合があります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)

## 老人保健の方が入院された際の 医療費の減額制度について

住民税非課税世帯に該当する老人保健の方が入院された場合、医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場各庁舎の総合サービス課で交付申請の手続きをしてください。

なお、減額が適用されるのは申請日の属する月の初日からとなります。

また、現在限度額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月以降も交付を希望される方は、新たに申請を行ってください(個別通知はいたしません)。



○限度額適用・減額認定証の交付申請に必要なもの

- ①印かん
- ②老人保健受給者証
- ③健康保険証

※老年者非課税措置の廃止により住民税の課税対象となりますが、税法上の経過措置対象の方が世帯にいる老人保健の方は、減額が該当する場合があります。



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907(内線2174、2175)

## 国民健康保険税の納付がどうしても困難なときは、 お早めにご相談ください

失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により、生活が著しく困難になることがあります。そのために保険税の納付が難しい場合は、申請により納期を遅らせたり、分割、減額、免除が認められる場合があります。お早めに税務課にご相談ください。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2102)